

あけまして
おめでとうございます。

ご挨拶

新春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このところ毎年激動の年となっておりますが、2025年も様々なことがありました。

日本においては、当初は成功を危ぶむ声もあった大阪万博が大盛況のうちに終了したり、初の女性総理大臣が誕生するなど忘れられない出来事がありました。また、連日報道されていたクマによる被害事件、お米を始めとした物価高騰による市民生活への圧迫など、大変なことがありました。

海外の出来事については、まず、今年の2月まで続けば5年目に突入することになるロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるガザ地区への攻撃など、大量の死傷者、難民を生んだ非人道的な軍事攻撃については、報じられない日はまずなかったと思われます。

また、少し前までは、民主主義、立憲主義の優等生として、日本を含む諸外国がお手本にしていたアメリカで、学問の自由、報道の自由といった極めて重要とされていた権利や平等原則という近代憲法の基礎が、国家権力により弾圧を受け、侵害されようとしているという、およそ数年前には想像もつかなかったSF的事態も生じました。

2026年も変化の激しい年になると思われますが、皆様にとって平穏な年になることをお祈りしております。当事務所としましては、本年も、皆様のビジネスや生活を守るために、的確な法的アドバイスとサポートを提供してまいりたいと思っております。

本年も変わらぬご愛顧のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年1月1日

はなみずき法律事務所 所員一同

ハナミズキ(港区木)

事務所概要

①主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- 会社の相談 ■ 契約書の作成・チェック、損害賠償、労働、事業承継、株主総会、クレーム対応、顧問業務
- 働く人の相談 ■ 残業代未払い、パワハラ、セクハラ、解雇
- 遺産・相続 ■ 遺言書、家族信託、遺産分割、遺言執行、成年後見
- 夫婦・親子 ■ 離婚、DV、親権
- 不動産 ■ 借地・借家契約、賃料不払い、建物明け渡し請求、不動産取引、マンション問題
- 倒産・借金問題 ■ 破産、民事再生、債務整理、過払い金返還請求
- その他民事全般 ■ 消費者被害、交通事故、医療過誤、報道被害、名誉毀損など
- 刑事 ■ 刑事弁護(少年事件含む)、告訴・告発、犯罪被害者支援など

②所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号
TEL:03-3434-8533 FAX:03-3434-8299

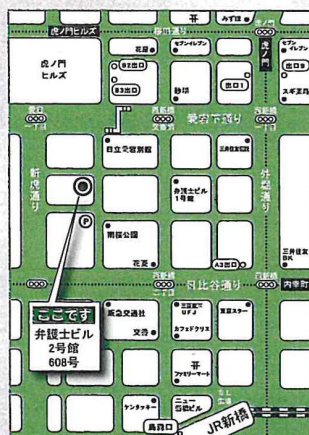
③ホームページ

<https://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

④営業時間

月～金 / AM 9:30～PM 6:00(祝祭日及び年末年始を除く)

⑤地図



- 銀座線虎ノ門駅(出口) 徒歩9分
- 日比谷線虎ノ門ヒルズ駅 徒歩7分
- 都営三田線内幸町駅(出口)A3 徒歩10分
- JR新橋駅 烏森口 徒歩13分



はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2026年～
新年のご挨拶

知
って
いますか?

—法律コラム—

公益通報者保護法の令和7年改正

1. 既に新聞などでご存じと思いますが、公益通報者保護法の改正法が2025年6月4日に成立し、同月11日に公布されました。

この改正法は、公布の日(2025年6月11日)から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(令和7年11月時点では施行日はまだ決まっておりません。)

2. 主な改正ポイントは以下のとおりです。

(1) 保護対象の拡大

公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律§2参照。)や、業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスが追加されました。

従業員だけでなく、これらの方に対しても、公益通報を理由として、業務委託契約を解除したり、その他不利益な取扱いをすることが禁止されます(§21③、§5)。

(2) 事業者の対応体制の整備

従業員300人を超える事業者は、通報窓口の設置や通報対応業務従事者の任命など、体制整備を行わなければならない(§11)。これに違反する事業者に対し、現行法上では指導・助言・勧告を行うことができるに留まりました。改正法では、勧告に従わない場合の命令権限(§15の2)、立入権限を伴う検査権限が認められ、事業者が適切な体制整備を行うことを徹底し、その実効性の向上を図っています。

(3) 刑事罰の導入

従来、公益通報を理由に解雇や懲戒処分を行った場合には、解雇や懲戒処分の民事上の効力を否定することにより通報者の保護を図ってきました

が、改正法では、さらに実効性を高めるために、事業者に刑事罰が科されるようになります(§21)。

個人には最大6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金(§21)、法人には最大3000万円以下の罰金が科せられ、両罰規定も設けられました(§23)。

また、事業者の報告懈怠、虚偽報告、検査拒否に対する制裁として刑事罰を新設しています(§21Ⅱ②)。

(4) 公益通報を阻害する要因への対処

ア. 正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることが禁止されます。これに違反してされた合意や業務命令等は無効とされます(§11条の2)。

イ. また、正当な理由がなく、公益通報者を特定すること(通報者探し)が禁止されます(§11の3)。

(5) 立証責任の転換(推定規定の導入)

通報から1年以内に、「解雇等特定不利益取扱い」(解雇・懲戒処分)がなされた場合、公益通報をしたことを理由としてされた不利益な取扱いであるとの推定規定が設けられました(§3Ⅲ)。これにより、公益通報に対し不利益扱いをされたとの因果関係の立証が軽減されることとなります。

(6) 通報対象行為の拡大

この法律の義務違反(従事者指定義務違反など)も通報の対象に含まれるようになりました(§2Ⅲ①)。

3. 改正法の施行に備えて、社内規定の見直しや内部通報制度の周知徹底、研修の実施など、適切な体制整備が求められます。

以上

メンバー's コラム

二風谷ダム訴訟

2025年11月15、16日に札幌にて、私が理事を務める国際人権法学会の研究大会が開催され、その前日のエクスカージョンから参加しました。

このエクスカージョンで最初に訪れたのが、千歳空港から南東に40キロ程にある沙流川中流の二風谷(にぶたに)ダム(写真)です。1997年に完成したこのダムで水没した地域はアイヌ民族の聖地とされていましたが、ダム建設のための用地買収が始まると、ほとんどの人は補償金を受け取って土地を手放しました。北海道旧土人保護法によって新たな土地の開墾や、慣れない農作を強いられていたアイヌの人々は皆、貧困に苦しんでいたからです。そんな中、萱野茂さんと貝澤正さんのお二人はアイヌ文化を守るために用地買収に応じず、1993年5月、土地収用裁決の取消しを求めて札幌地裁に提起したのが「二風谷ダム訴訟」です。

1997年3月に札幌地裁で言い渡された判決では、その時点でダムがほぼ完成していたことを受け、土地収用裁決の取消しまでは認められませんでした。一方で、裁判所はアイヌ民族の文化共有権の重要性を認め、過去の歴史的経緯からそれは最大限尊重されなければならないのに、国が不当にこれを無視・軽視したとして、収用裁決は違法であったと宣言し、原告敗訴でありながら被告に訴訟費用を負担させるという、異例かつ画期的な判断を下し、原告敗訴でも控訴せず確定しました。

この判決をきっかけに、同年7月には旧土人法が廃止され、新たにアイヌ文化振興法が成立。さらに2007年に国連総会で「先住民族の権利に関する宣言」が採択されると、翌2008年には日本政府も

アイヌを先住民族と認めました。さらに2019年5月に施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌ民族を先住民族と明記し、アイヌ民族に対する差別を禁止する規定を盛り込みました。

しかしながら、北海道環境生活部が毎年実施しているアイヌ生活実態調査の令和5年版によると、未だに生活保護受給率はアイヌ居住地域の全体平均が31.6%(北海道は全国の中でも生活保護受給率が高いです)に対してアイヌのみを見ると41.0%、大学進学率は全体が51.5%に対してアイヌは24.7%と大きな開きがあります。また、アイヌであることを理由に差別を受けた経験がある人は29.0%で、差別を受けた場面は、職場と結婚・交際がいずれも45.5%、学校36.4%、就職時27.3%となっており、未だに差別が解消されていない実態が浮かび上がります。

私は司法修習時代の1年4ヶ月札幌に住んでいま

したが、当時はアイヌの問題を学ぼうとしないままに修習を終えていたことを今回の学会参加で深く反省し、ここで紹介させていただくこととしました。(北村聡子)





弁護士
森 徹

Things Ain't What They Used To Be.

穏やかに新年をお迎えのことと思います。

昨年は、再登坂のトランプ大統領に翻弄された1年であったように思います。まだまだ続きそうです。国内では、政権は、衆院での少数与党に続き、都知事選、参院選での敗退で、参院でも少数与党となり、石破政権は終焉に至りました。そのような中、新たな政党が勢力を伸ばし、日本も欧州並みの自国中心主義が蔓延しつつあります。政権はドラスティックに流動的でありながら、物価上昇への対応、特に期待された米価の改善については、高止まりのまま安定的に継続するという皮肉な結果となっています。気候変動も、これまで想像もつかなかったような短時間での集中豪雨に見舞われ、有って当然と思っていたインフラがかくも脆く、昨日までの安心は明日必ずしも保障されるわけではないことを実感させられました。

また、昨年は戦後80年、昭和100年の節目の年でも

ありました。時間を見つけ、井伏鱒二の「黒い雨」を再読し、「日本軍兵士」(正・統。吉田裕著。中公新書)、「帝国陸軍」(高杉洋平著。中公新書)、「それでも、日本人は「戦争」を選んだ」(加藤陽子著。朝日出版社)を読む機会を得ました。必ずしも「軍部の横暴」の一言で片付けられる問題ではないように思うと共に、歴史に「教訓」というものがあるならば、今を生きる人間として、当時の人々の苦悩を理解しつつも、反対すべきことは命を賭してでも行う必要がある「時」というものがあると痛感しました。

旧弊は改められるべき、しかし安穩な昨日は悠久に続くべし。相反するような複雑な気持ちに反問するような意味を込めて、このご挨拶のタイトルをジャズナンバーから借用しました。

どうかタイトルに拘わらず、本年も変わらぬご厚誼のほどをお願い致します。



弁護士
西岡 弘之

サブスク考

私は、昔から音楽が大好きで、中高生のころから、レコードやCDをたくさん購入してきましたが、ここ数年は、CDについてもほんの数枚しか買っていません。理由はサブスクの出現です。

昔は、聴きたい演奏があれば、レコード店に足を運ぶ必要がありましたし、私は比較的マイナーなタイプのものが好きなのでお店に行っても置いていないこともあり。ネット通販が利用できるようになってからは、目当てのCDが手に入らないといった事態はかなり減りましたが、聴いたことのない作品をネットで購入した場合、届いて聞いてみて少しがっかりということ、買ったもののほとんど聴かないということもありました。

それらに比べてサブスクは、曲名で検索すると多数ヒットし、それらを演奏者ごとに聴き比べられます。また、かなり

マイナーな演奏者などで検索をかけても、ほぼヒットしますから、昔に比べると考えられないような情報量、利便性を与えてくれます。というわけで、最近はいくつかサブスクに頼り、CDを購入するのは、マイナー過ぎてサブスクに上がっていないものなどに限られてきました。

ところで、音楽に没頭し始めた中高生のころ、LP一枚分のお小遣いを握りしめてレコード店に行き、演奏者、曲、ジャケットなどから直感を頼りに選んだ、まだ聞いたことのない数枚のレコードを、代わる代わる視聴させてもらい、1時間近くかけて、その持ち帰るレコードを選んでいたときのワクワク感は今も忘れられません。今の時代は、もうそのような体験はできないのかと思うと、少し寂しい気持ちになりますが、これは皆慣れなれぬのでしょうか。



弁護士
後藤 啓

渡良瀬遊水地

渡良瀬遊水地に行ってきました。栃木県、埼玉県、群馬県、茨城県の4県にまたがる、面積33kmある日本で最大の遊水地です。

中心には、ハート形をした大きな人口湖・谷中湖があって、その周りを中心を通る形でサイクリングロード・遊歩道があって、来た人はのんびり散歩をしたり、野鳥の撮影をしたり、ジョギングをしたりと、思い思いに楽しんでいます。

湖の周りには、全国最大級のヨシ原が広がり、低地の自然環境が保全されているところとして、ラムサール条約にも指定されているそうです。

ここは、もともと洪水が多かった地域ですが、肥沃な土地で肥料がなくても作物が育つとも言われていたそうです。ところが、明治23、29年の洪水を契機に、足尾

銅山による鉱害被害が渡良瀬川沿岸に広がり、政府は足尾銅山を何とかするのはなく、この地を遊水地にして、氾濫による沿岸の被害を軽減しようとしたのだそうです。

その結果、ここにもともとあった谷中村が廃村となり、今の遊水地となったということで、谷中村の史跡も残されていました。

遊水地を見た後は、古河市に足をのびし、古河歴史博物館や文学館などを見て回りました。博物館では、渡辺崋山の絵で有名な鹿見泉石のことが紹介されていて、当時の知識人の好奇心や教養の深さに感心させられました。

東京近郊のちょっとしたドライブですが、近くでも楽しめるところは、たくさんあると改めて思いました。



弁護士
北村 聡子

無知学

最近「無知学」という学問領域があることを知りました。「私たちは何を、なぜ知らないのか」ということを出発点に、社会や歴史的事象を分析していく学問で、1992年に科学史家のロバート・N・プロクター氏によって提唱されたものだそうです。

無知といえ単に「知識の欠如」と捉えられがちですが、無知学は、米国におけるタバコ産業によるがんリスクの隠蔽のように、社会的・政治的動機により創られた「意図的な無知」と、ジェンダーや人種等といった社会的構造による軽視や後回しで生じる「構造的な無知」があることを指摘します。つまり、無知を個人の問題ではなく、社会や集団の問題と捉えて分析するのです。

とりわけ今の時代は、エコーチェンバーや生成AIの発

達等によって「真実」に近づくことが加速度的に困難になっています。そして、人によって異なる「真実」を信じることで社会の分断が深まるばかりです。つまり「創られた無知」が以前よりも容易に発生・蔓延しやすく、かつ、そこから抜け出すことが以前よりも困難になっている、とも言えるかもしれません。

このような状況に対する一朝一夕な解決策はないとは思いつつ、一人一人が自分が「無知にさせられているかもしれない」と自覚して正しく警戒すること、さらに「創られた無知」により不正義が起きた過去の歴史から教訓を得ようと思意識してみただけでも、世界はより良く変わり得るのではないかと期待したいです。そして、私自身もそのために今後も研鑽を積んでいきたいと思っています。



事務局

雙心(ダブルハート)石滬

台湾の離島澎湖(PengHu)に行きました。有人・無人の大小の島々からなり澎湖諸島と呼ばれ、主な産業は漁業と観光業です。台湾本島からは飛行機、フェリーも出ています。台湾のモルディブと言われるだけに、透き通るようなコバルトブルーの海に感動しました。マリンスポーツも盛んで、花火大会が開催されるなど国内リゾート地となっているようです。

周遊バスが満席だったのでレンタサイクルで周ろうかとお店に行ったら、台北からのグループに声をかけられ同行させていただき、おかげで行きかかった史蹟見どころは制覇でき地元食の食堂で食事もしました。翌日はフェリーでほかの島巡りし、一番の目的地の七美島に上陸しました。ここは「雙心石滬」が有名です。「石滬(シーフ)」とは魚を捕るための仕掛けで、潮の満ち引きを利用し、潮が引いたときに中にいる魚を捕まえる仕掛けなのですが、海沿いの高台から見下ろすとハートが二つ少しずれて重なっているような形をしていますが、まさに映えスポットでした。機会があったら再訪したいです。



事務局

映画館

今、映画館での大人一人の平均入場料は2,000円。座席は予約可の全席指定で完全入替制です。最近、TVを持たず、映画やドラマを動画配信サービスで倍速にしてみる人が増えたせいか、映画館は減少傾向らしいのに、行くと意外と混雑しています。私は割引になる曜日にしか足を運びませんが、当日に空席を確認して、映画館到着後に席を取ろうとすると、既にかなりの座席が埋まってしまっている事がよくあります。

90年代半ば頃まで、入場料は今より安く、席は自由席で、混雑時は立見や通路に座っての観賞も可だったと記憶しています。入替制度が無く、上映途中に入場した時は、そのまま残って冒頭から再鑑賞もできました。たまにオールナイトや二本立てにも行きました。

昨年は將軍(ドラマ2話特別上映)、国宝、そしてF1が印象に残っています。今年はどんな作品に巡りあえるか楽しみです。映画館のスクリーンからの迫力に引き込まれますが、最近は座席の座り心地が良く、時々睡魔にも引き込まれそうになります。